

総務省

自治税務局 都道府県税課 様

お世話になっております。

「自動車税額に於ける各都道府県の裁量幅拡大策について」

施策立案をさせていただきます。

省内で施策案件として様々な議論を図って頂き、各地方公共団体への
通達の実施の現実化を期待致しております。

宜しく御願いたします。

なお、先んじてFAXを送信させて頂き、原本書面は10月15日にて
普通郵便にて送付させていただきます。

〒001-0011

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23

ノースタウンハウス222

令和7年10月10日

高桑 広仁

連絡先：090-2392-8284

FAX ：011-788-5132

自動車税額に於ける各都道府県の裁量幅拡大策について

現在の自動車税額に於いて、国が定める枠組みの中で、排気量に準じた税額を基準と示す中、各々の都道府県に於いて、

- ①環境性能にかかるグリーン特例
- ②身体障害者等に対する独自の減免制度
- ③納付方法

上記事項に付き、都道府県条例による裁量を可能としている自動車税額制度に関して、下記の根拠及びその対策に関して列挙した上で、今後更なる自動車販売台数の落ち込みが確実視される今、あらゆる観点に於ける規制緩和の必要性を考慮し、まず基幹産業でもある自動車業界の復興に先駆けて、「自律的な地方公共団体」という方向性に於いて、地方再生の足掛かりとすべきである。

* 根拠

- ①現在の国が定める排気量に準じた自動車税額の枠組みに於いて、公共交通機関の発達度合いを考慮すると、基準税額を元に換算する税額には、相当の不公平感を生じさせている
- ②公共交通機関の網羅の範囲以外の地区に於ける、使用用途の明確な必然性移動手段である状況を考慮するに余りある税額値とされている

* 対策

- ①国の定めた排気量に準じた税額をそのままに、各都道府県内に於いて、各市町村に於ける財源対策を議論の基本とした、上記3項目に限らない全ての自動車税額値の算定及び課税を可能とする幅広い裁量を各都道府県に委ねることで、各々の市町村及び都道府県からの意見を集約した形の各市町村毎の税額を算定課税することが可能となる。

* 基本課税算定方法の概念

一般生活に欠かせない必然性のある移動手段としての自動車を使用する市町村に於いては世帯収入が公共交通機関の発達した都市圏と比較し、概ね下方的な状況であるが故に、条例等の設置を必要としない算定及び課税対策が必要不可欠となる。
なお、運送種別事業についての配慮を必要とされる施策である必要性を考慮すべき

* 事務関連手続きに関して

最終取りまとめは、各都道府県の長がそれを各市町村長へ通達し、
各々の市町村長が地域住民に対して詳細を含め通知を行う

以上の法改正等の必要性を共にしない施策の立案を致します。

令和7年10月10日

〒001-0011

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23
ノースタウンハウス222

高桑 広仁

連絡先：090-2392-8284

FAX ： 011-788-5132